

計画案文に対する有識者委員からの意見についての検討結果

担当省庁から提出された計画案文

有識者委員から意見提出のあった計画案文

論点として検討の結果、基本計画に盛り込むこととなったもの

案番号	項目	担当省庁	ページ
11	地方公共団体における犯罪被害者等への給付・貸付制度の導入促進	内閣府	1
22	犯罪被害者等給付金を生活保護の収入認定から除外することについての検討	厚生労働省	
122	被害者団体に対する経済的支援	内閣府	2
123	民間の団体に対する援助	内閣府	2
124	犯罪被害者支援センターの設置	内閣府	2
125	民間団体に対する援助	内閣府	2
126	DV被害者支援団体に対する援助	内閣府	2
127	外国籍被害者支援団体に対する援助	内閣府	2
128	民間団体活動促進のための支援	内閣府	2
129	民間団体への経済的援助、新たな公費による基金の成立	内閣府	2
130	民間団体に対する経済的援助	内閣府	2
131	民間団体援助の再検討	内閣府	2
132	民間浄財による基金の創設	内閣府	2
133	財政基盤構築の早期実現	内閣府	2
134	民間団体による犯罪被害者支援基金(仮称)の創設等の検討への協力	内閣府	2
182	交通安全運動における犯罪被害者への配慮の推進	内閣府	
206	「犯罪被害者等」に外国籍の犯罪被害者等が含まれることの明確化	内閣府	

論点整理において「B」としたもの

案番号	項目	担当省庁	ページ
12	民間保険会社による払い済み対策の強化	金融庁	
13	犯罪被害者等給付金の迅速な支給	警察庁	4
15	性犯罪被害者の緊急避難等に要する経費の負担軽減	警察庁	5
16	性犯罪被害に遭った際の初診料等の公費負担	警察庁	5
18	PTSD治療のためのカウンセリングへの保険適用	厚労省	
19	公営住宅への優先入居	国交省	6
20	居住の安定	国交省	6
45	司法解剖に関する遺体の管理	警察庁・法務省	7
46	婦人保護施設における人材育成と専門教育カリキュラムの整備	厚労省	
48	犯罪被害休職制度の普及	厚労省	8
49	性暴力被害者への専門医の養成と治療システムの整備	厚労省	9
50	交通事故被害者専用リハビリ施設の病床数の増加	国土交通省	10
53	PTSDに関する保健医療サービス及び福祉サービスの提供	厚労省	9
54	介護料の支給対象を診断書による判断として拡大	厚労省・国交省	10
55	精神保健福祉センター、保健所の積極的な取組	厚労省	9
57	法科大学院における犯罪被害者支援の教育	文科省	
58	学校の児童生徒が性犯罪被害者となった場合の学校内での取組	文科省	
59	再被害防止、暴力団の危害行為の未然防止	警察庁	
60	保釈に関する意見	法務省	
61	関係者からの二次被害防止の徹底	警察庁・法務省	11
62	事件に関わる知識・技術を持った警察・司法関係者の要請	警察庁・法務省	11
63	保護司への研修体制への充実	法務省	
64	性被害者に配慮した事情聴取	警察庁	12
65	警察における取調への配慮	警察庁	12
87	刑事確定記録の開示	法務省	
88	性被害者に配慮した事情聴取	警察庁	12
89	不起訴記録開示	法務省	
90	不起訴記録の強力的開示	法務省	
91	捜査に関する適切な情報提供	警察庁	13

92	交通犯罪捜査における配慮	警察庁	
93	被害者視点に基づく被害者への対応	法務省	
94	保護処分決定確定後の加害少年に関する情報の提供	法務省	
95	捜査段階における犯罪被害者等の心情等の引継ぎ	法務省	14
96	加害者更生プログラムの充実及び義務化	法務省	
97	被害者の視点を取り入れた矯正教育	法務省	
132	民間浄財による基金の創設	金融庁	
135	海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供について周知	外務省	15
148	人身取引被害者の保護・支援に特化した施設の設置	内閣府	
149	学校内における犯罪被害者等への対応	文科省	
150	児童・生徒に対する継続的支援	文科省	
151	指定被害者支援要員の派遣	警察庁	
152	被害者の手引きの多言語化・ウェブサイトの多言語化	警察庁・内閣府	
153	被害者への途切れない長期的支援	警察庁・法務省	16
154	民間支援団体に対する苦情への適切な対応	警察庁	
155	民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案の再検討	内閣府	
156	犯罪被害者等施策の窓口設置の再徹底	内閣府	17
157	地方公共団体の被害者支援意識の高揚	内閣府	17
158	人身取引被害者に対する捜査・公判・判決確定後の加害者に関する適切な情報提供	内閣府	
159	多言語による情報提供	内閣府	
160	男女間の暴力に関する調査研究の推進	内閣府(男女局)	
163	被害者参加制度における民間支援団体の役割の周知	内閣府・警察庁	
164	性暴力予防教育の展開	文科省	19
165	行政内部での専門家による早期援助チームの設立	内閣府	21
166	交通犯罪を一般犯罪と区別した分析	内閣府	
167	基礎資料の追加	内閣府	22
168	適切な通訳者の確保・養成	内閣府	
169	制度運用を柔軟化できる仕組みづくり	内閣府	
183	弁護士からの二次被害の防止	法務省	23
184	広報啓発の一層の推進	内閣府	24
185	教育の推進	文科省	
186	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応	文科省	
187	予防的取組	文科省・警察庁	
188	被害者問題教育の推進	文科省	
189	性犯罪被害者に対する国民の理解の増進	内閣府(男女局)	
190	国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	内閣府(男女局)	
191	性暴力に対する認識の改善	内閣府(男女局)	
192	性暴力に関する教育の推進	文科省	19
193	広報啓発の取組	内閣府	17
194	国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	文科省	
195	啓発活動のやり方	内閣府	
196	調査研究の推進	内閣府(交通担当)	22
207	公訴時効の廃止	法務省	
208	時効撤廃	法務省	
209	時効の廃止	法務省	
210	時効の廃止	法務省	
211	公訴時効の廃止	法務省	
213	性犯罪の時効制度の撤廃	法務省	
214	公訴時効の存続	法務省	
215	人身取引被害者を施策の対象	内閣府	
216	人身取引の防止並びに被害者保護支援に関する法律(仮称)の制定	内閣官房	
217	人身取引に関する専門機関の設置	内閣府	

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【要望番号：11】

【事前提出した計画案文】

内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請する。

【有識者委員からの意見内容】

(大久保委員)

「内閣府において・・・貸付・・・制度の導入について要請し、導入した自治体を犯罪被害者白書に公表する」と修文（下線部分。以下の意見に関する修文部分も同様）していただきたい。

理由：（社）被害者支援都民センター等で、被害者が抱える問題を調査したところ、“被害者は経済的にも困窮している”という、結果が出ている。

突然に被害に遭い混乱している時に、居住する自治体から見舞金や生活費の貸与や貸付を受けることができる制度があれば、国や社会から見捨てられたと思わずにすみ、精神的回復も促進されるため、全自治体に早く導入していただきたい。

【有識者の意見を踏まえての結果】

○ 計画案文を以下のとおり修正する。

内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に掲載する。

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【要望番号：122～134】

【事前提出した計画案文】

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行う。

【有識者委員からの意見内容】

(大久保委員)

検討結果の内容がすべて「内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設について検討協力を行なう」となっている。しかし、検討に協力するのではなく、被害者が被害から回復するためには支援の充実が不可欠なので、国に主体的に動いていただき、早急に基金創設と募金活動に対する根拠となる法律制定について明記していただきたい。(意見に加えて提案あり。提案内容については別紙。)

(久保専門委員)

要望番号122～134は、いずれも被害者団体や民間団体に対する新たな経済的支援、支援のための基金の創設等さまざまな要望である。これらに対する内閣府の検討結果は、すべて「民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設等についての検討に協力を行なう」である。確かに募金の創設は、犯罪被害者支援への民間資金の活用、国民理解の拡大にとって有意義であり、実現への協力には賛成である。

しかし、要望の背景にある実情は切実で、それぞれ事情が微妙に異なり、緊急の対応を要するものもある。そのすべてへの対応を、準備に時間がかかり、実現の見通しも不透明な支援募金の創設に委ねるのは、やや逃げの姿勢と受け止められる恐れがある。

今後とも被害者救済、支援をいっそう手厚いものにする努力を続けるのは当然だが、昨今の厳しい財政状況を指摘するまでもなく、多岐にわたる被害者の要請すべてに応え、幅広い救済を図るには、公的支援だけでは限界があることもまた明らかである。基本計画5年を経た今、施策の限界をあいまいにするのではなく、国民の理解と協力を背景に、民間の資金や人材の活用を図り、官民の役割分担によって、効率的な被害者支援体制の拡充を目指す方向性や具体的な方策を、どこかで明確に書き込む必要がある。

(松坂委員)

内閣府のまとめを次のとおり、訂正されたい。

「内閣府において、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び金融庁並びにその他の関係省庁の協力を得て、犯罪被害者や犯罪被害者を支援する民間団体に対する財政的援助を目的とする犯罪被害者支援基金(仮称)や犯罪被害者支援募金(仮称)の各創設を目指して必要な検討を行う。」

第3回会議では、募金の創設はもちろんのこと、基金の創設についても前向きに且つ積極的に検討するということで、構成員や専門委員(ただし各省庁所属委員を除く)の意見が概ね一致したものと認識している。ところが、上記の内閣府の総括は、募金について言及するも、基金については一切触れられていない。このまとめ方は、構成員や専門員の意向と明らかに乖離していると言わざるを得ない。よって、上記のとおり訂正を求める次第である。

【有識者の意見を踏まえての結果】

○ 計画案文を以下のとおり修正する。

内閣府において、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の財政的基盤の充実に資するよう、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の協力を得て、民間団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行う。